

# 商品概要説明書

## 農業経営資金

(平成30年7月1日現在)

商品名	農業経営資金
ご利用 いただける方	<p>○以下の条件をすべて満たす個人、法人、任意団体の方とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人               <ul style="list-style-type: none"> <li>①当JAの組合員である方</li> <li>②農業を営んでいる方、またはその後継者の方</li> <li>③借入金の最終返済時の年齢が満76歳未満の方</li> </ul> </li> <li>・法人               <ul style="list-style-type: none"> <li>①当JAの組合員である方</li> <li>②農業生産法人または農業に従事する法人</li> </ul> </li> <li>・任意団体               <ul style="list-style-type: none"> <li>①当JAの組合員が主たる構成員である任意団体</li> </ul> </li> </ul> <p>※任意団体の場合、構成員全員（構成員が10名以上の場合は役員全員）が連帯債務者となっていただくことを条件とさせていただきます。</p>
資金用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業用機械・器具の取得資金</li> <li>○農業用建構築物の取得造成資金</li> <li>○果樹等永年性植物の植栽育成資金</li> <li>○家畜等の購入育成資金</li> <li>○農地等の取得資金</li> <li>○極度貸付方式による農業運転資金（制度資金を含む。）の証書化資金           <ul style="list-style-type: none"> <li>※以下の条件に当てはまる場合に限りさせていただきます。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・営農ローンの場合                   <ul style="list-style-type: none"> <li>①営農を継続していること。 後継者がある場合は、後継者の方に連帯保証人または連帯債務者となっていただきます。</li> <li>②農業収入および農外収入で返済可能であること。</li> </ul> </li> <li>・農業経営改善促進資金（スーパーS資金）等の場合                   <ul style="list-style-type: none"> <li>【個人の場合】                       <ul style="list-style-type: none"> <li>①営農を継続していること。 後継者がある場合は、後継者の方に連帯保証人または連帯債務者となっていただきます。</li> <li>②農業収入および農外収入で返済可能であること。</li> </ul> </li> <li>【法人の場合】                       <ul style="list-style-type: none"> <li>①営農を継続していること。</li> <li>②役員または、構成員の連帯保証が可能なこと。</li> <li>③元金充当財源（当期利益および減価償却費等）で返済が可能であること。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○環境整備資金           <ul style="list-style-type: none"> <li>①診療施設 ②農事放送施設 ③上下水道施設 ④託児施設 ⑤集会施設等</li> </ul> </li> <li>○その他農業経営に必要な資金</li> </ul>
借入金額	<p>○事業費の範囲内となります。</p> <p>※借入金額は1万円単位とし、最低金額を10万円とします。</p> <p>※融資限度額については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

借入期間	<p>○資金用途により借入期間が異なり、以下のとおりとなります。</p> <p>①農業用機械・器具の取得 7年以内  ※農業用機械・器具の取得については法定耐用年数以内となります。</p> <p>②建構築物の取得、造成 15年以内</p> <p>③果樹等植栽・育成 15年以内</p> <p>④家畜等購入・育成 5年以内</p> <p>⑤農地取得 20年以内</p> <p>⑥農業運転資金 10年以内  ※①～⑥の資金用途の据置期間はいずれも2年以内となります。</p> <p>⑦極度貸付方式による農業運転資金（制度資金を含む）の証書化資金 10年以内  ※営農ローンの場合は、5年以内とします。  ただし、設定極度額が100万円超300万円以内の場合であって、実残高が100万円超の場合は7年以内とします。  ※農業経営改善促進資金（スーパーS資金）等の場合は、5年以内とします。  ただし、設定極度額が500万円超の場合であって、実残高が500万円超の場合は10年以内とします。</p>
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】  当初お借入時の利率は、お借入時の基準金利（長期プライムレート）を適用します。  お借入後の利率は、長期プライムレートの変動に伴い随時変動します。</p> <p>【固定金利型】  お借入時の利率を完済時まで適用します。</p> <p>①返済期間が10年以下の場合  お借入時の基準金利（長期プライムレート）+0.5%</p> <p>②返済期間が10年超の場合  お借入時の基準金利（長期プライムレート）+1.0%</p> <p>※最新の借入利率等の詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わせください。</p>
借入方式	<p>○証書借入とします。</p>
返済方法	<p>○次の返済方法のいずれかより選択いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元金均等返済（毎回、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法） <ul style="list-style-type: none"> <li>①年1回返済</li> <li>②年2回返済</li> </ul> ※元金均等返済の場合、各回返済額は千円単位とします。 </li> <li>・元利均等返済（毎回の返済額（元金+利息）が一定となる方法） <ul style="list-style-type: none"> <li>①月賦返済</li> <li>②半年賦返済</li> <li>③年賦返済</li> <li>④月賦返済と半年賦返済の併用</li> </ul> </li> </ul>
担保	<p>○必要に応じて不動産に担保設定させていただくことがあります。</p>

保証	<p>○三重県農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので、原則として連帯保証人は不要です。（三重県農業信用基金協会の保証をご利用いただくには、別途保証料が必要となります。）</p> <p>○法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。</p> <p>○法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。</p> <p>○「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。</p>								
保証料	<p>○保証料率は年0.40%となります。</p> <p>○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</li> </ul> <p>【例】お借入額100万円あたりの一括前払保証料</p> <table border="1" data-bbox="456 759 1406 860"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>5年（据置なし）</td> <td>10年（据置なし）</td> <td>15年（据置なし）</td> </tr> <tr> <td>概算保証料</td> <td>11,187円</td> <td>19,790円</td> <td>27,741円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分割払い <ul style="list-style-type: none"> <li>①元金均等返済の場合 ご融資時および、約定返済日の利息返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</li> <li>②元利均等返済の場合 約定返済日の利息返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</li> </ul> </li> </ul>	お借入期間	5年（据置なし）	10年（据置なし）	15年（据置なし）	概算保証料	11,187円	19,790円	27,741円
お借入期間	5年（据置なし）	10年（据置なし）	15年（据置なし）						
概算保証料	11,187円	19,790円	27,741円						
苦情処理措置 および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部ローンセンター（電話：059-229-3503）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部ローンセンターまたはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777）</li> <li>・民間総合調停センター（大阪府）※</li> </ul> <p>※JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記JAバンク相談所にお申し出ください。</p>								
その他	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび三重県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>								